

新たな土地改良長期計画の審議の進め方（案）

1. 経緯

- 現行の土地改良長期計画（計画期間：令和 3～7 年度）は、「生産基盤の強化による農業の成長産業化」、「多様な人材が住み続けられる農村の振興」、「農業・農村の強靱化」の 3 つの政策課題を掲げ、土地改良事業を計画的かつ効率的に進めていくこととして、令和 3 年 3 月 23 日に閣議決定。
- 旧食料・農業・農村基本法の制定から約四半世紀が経過し、世界及び我が国の食料を巡る情勢が大きく変化していることを踏まえて、令和 4 年 9 月以降、基本法検証部会において旧基本法の検証・見直しが行われ、「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持の実現」を目指し、新たな基本理念や関連する基本的施策等を定めた改正基本法が令和 6 年 6 月 5 日に公布・施行。
- 基本法の検証・見直しの議論を踏まえ、令和 6 年 3 月 7 日の農業農村振興整備部会において、「スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備」、「農業生産の基盤の保全管理（基幹施設・末端施設）」、「防災・減災、国土強靱化」を柱とした、今後の農業農村整備の展開方向と、それに必要な土地改良法の見直しの方向性を提示。

2. 本年度の検討の進め方

- 「土地改良長期計画」の策定に向けて、改正基本法や新たな食料・農業・農村基本計画、土地改良法の見直しの方向性等を踏まえた内容に見直すこととし、令和 7 年 1 月より本格的な検討を進めることとする。

新たな土地改良長期計画の策定スケジュール（案）

時 期	主な審議事項
令和 7 年	
1 月	○ 第 1 回 農業農村振興整備部会 ・ 諮問 ・ 現行長計の実施状況について ・ 改正基本法等を踏まえた今後の農業農村整備の展開方向
2 月	○ 地方懇談会
3 月	○ 第 2 回 農業農村振興整備部会 ・ 論点整理
5 月	○ 第 3 回 農業農村振興整備部会 ・ 骨子案
6 月	○ 第 4 回 農業農村振興整備部会 ・ 計画案とりまとめ
8 月（予定）	○ 第 5 回 農業農村振興整備部会 ・ 答申 → 閣議決定

※ スケジュールについては、今後の議論の状況等に応じて変更される可能性がある。